



# 令和4年台風15号に係る災害弔慰金・災害障害見舞金の支給・不支給について

◆概要	<p>令和4年台風15号を原因として死亡したとする方の遺族からの災害弔慰金の申出3件について、災害が原因で死亡した方（災害関連死）と認められるため、<u>災害弔慰金を支給</u>します。</p> <p>なお、<u>災害弔慰金の申出1件</u>及び<u>災害障害見舞金の申出1件</u>については、それぞれ災害が原因で、死亡又は障害を受けたと認められないため、<u>災害弔慰金又は災害障害見舞金を不支給</u>とします。</p>																																							
◆内容など	<p>●制度概要</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律及び静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、<u>災害が原因で死亡した方のご遺族には災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた方には災害障害見舞金を支給</u>することとされています。</p> <p>静岡市では、災害が原因で死亡した方と認められるか、また、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときにその精神又は身体に災害障害見舞金を支給する程度の障害がある方と認められるかを、附属機関である静岡市災害弔慰金等支給審査委員会に諮問し、答申を得ます。</p> <p>この委員会の答申を踏まえ、市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給・不支給を決定することとなります。</p> <p>※参考：支給額</p> <table border="1" data-bbox="462 1254 1165 1344"> <tr> <th>区 分</th> <th>生計維持者が死亡した場合</th> <th>その他の者が死亡した場合</th> </tr> <tr> <td>災害弔慰金</td> <td>500万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>災害障害見舞金</td> <td>250万円</td> <td>125万円</td> </tr> </table> <p>●支給・不支給の件数</p> <table border="1" data-bbox="438 1433 1428 1680"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">申出</th> <th colspan="2">支給・不支給</th> <th colspan="3">委員会答申</th> </tr> <tr> <th>支給</th> <th>不支給</th> <th>災害が原因で死亡したものと認められるか</th> <th>認められる</th> <th>認められない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害弔慰金</td> <td rowspan="2">4件</td> <td>3件</td> <td>1件</td> <td rowspan="2">災害が原因で死亡したものと認められるか</td> <td>3件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>災害障害見舞金</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>災害障害見舞金を支給する程度の障害があるものと認められるか</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table> <p>事案の詳細は、別添「事案一覧」参照</p> <p>●災害弔慰金等支給審査委員会 委 員 7人（学識経験者1名、医師4名、弁護士2名）</p>	区 分	生計維持者が死亡した場合	その他の者が死亡した場合	災害弔慰金	500万円	250万円	災害障害見舞金	250万円	125万円	区 分	申出	支給・不支給		委員会答申			支給	不支給	災害が原因で死亡したものと認められるか	認められる	認められない	災害弔慰金	4件	3件	1件	災害が原因で死亡したものと認められるか	3件	1件	1件	0件	0件	0件	災害障害見舞金	1件	0件	1件	災害障害見舞金を支給する程度の障害があるものと認められるか	0件	1件
区 分	生計維持者が死亡した場合	その他の者が死亡した場合																																						
災害弔慰金	500万円	250万円																																						
災害障害見舞金	250万円	125万円																																						
区 分	申出	支給・不支給		委員会答申																																				
		支給	不支給	災害が原因で死亡したものと認められるか	認められる	認められない																																		
災害弔慰金	4件	3件	1件	災害が原因で死亡したものと認められるか	3件	1件																																		
		1件	0件		0件	0件																																		
災害障害見舞金	1件	0件	1件	災害障害見舞金を支給する程度の障害があるものと認められるか	0件	1件																																		

別紙資料 有

**【問合せ】** 市民自治推進課（静岡庁舎15階）  
 担当 静賀、中村、山口  
 電話 054-221-1265

## 事案一覧

## 災害弔慰金

女性 (80代) 清水区	支給	自宅が床上浸水した滑りやすい状態での生活は、相当な混乱があり、災害による生活環境の変化があったと考えられる。さらに、断水時にはトイレの使用も制限され、水分補給も控えていた状況を考えると、医療環境の変化があったことにより持病が悪化し死亡に至ったと解することができることから、災害が原因で死亡したと認められる。
男性 (70代) 清水区	支給	災害による生活環境の変化による身体的・精神的負担によって死亡が招かれたと解することができることから、災害が原因で死亡したものを認められる。 (ご遺族のご意向により、死亡に至った経緯については非公表とします。)
女性 (80代) 清水区	支給	特筆する持病などもなく、被災の翌日に死亡していることから、災害による生活環境の変化による身体的・精神的負担によって死亡が招かれたと解することができることから、災害が原因で死亡したものを認められる。
男性 (80代) 清水区	不支給	被災したことによる生活環境の変化は認められるが、災害による死亡の原因となる疾病の発症や基礎疾患の増悪があることは医学的に確認することができず、災害後に自然経過を超えて著しく身体機能が低下したことも確認できないこと及び被災から3ヶ月経過してから死亡しているため、災害等の特異な事象の影響なくして何らかの要因により死亡した可能性が否定できないことから、災害が原因で死亡したものと認められない。

## 災害障害見舞金

男性 (30代) 清水区	不支給	災害障害見舞金の対象となる障がいの程度の要件を満たさない。 (ご本人のご意向により、詳細については非公表とします。)
--------------------	-----	---